

此花区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	2025年日本国際博覧会ロゴマークをモチーフとしたパブリックアート作品の制作業務委託	その他	有限会社 シマダデザイン	19,400,000	令和5年8月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	

随意契約理由書

1 案件名称

2025 年日本国際博覧会ロゴマークをモチーフとしたパブリックアート作品の制作業務委託

2 契約の相手方

有限会社シマダデザイン

3 随意契約理由

(1) 万博のロゴマークをモチーフとしたパブリックアートの制作検討及び許可について

本業務は、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）への興味や関心の向上、機運醸成を目的とした業務であり、正蓮寺川公園のアート公園化事業「konohana permanente 100+」の一環としての位置づけを有している。そのアート公園化事業では、令和 4 年度にアートに精通した有識者 3 名にて構成される「有識者会議」を組織し、適宜開催することでアート公園化事業に関する助言等をいただいていた。その有識者会議の中で「万博のロゴマークの立体造形物としたら話題になり大変良いのでは」との意見があったが、本市としてもその意見を尊重するとともに、正蓮寺川公園と万博の親和性という観点からも、「万博のロゴマーク」をモチーフとしたパブリックアートがふさわしいと考えている。

この点、既に制作され公表されたデザインである「万博のロゴマーク」をモチーフとしたパブリックアートとすることから、著作権の問題が発生する。現在「万博のロゴマーク」に関する権利関係は 2025 年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が一括管理しているため、「万博のロゴマーク」をモチーフとしたパブリックアート制作の許可等を照会したところ、以下のとおり回答を得た。

ア 「大阪・関西万博公式ロゴマーク」をモチーフとしたパブリックアートおよび、それを作る元となる 3 D データは、当協会が著作権を有する当該ロゴマークの二次的著作物であり、その著作権もまた、当協会に属します。

当協会は、著作権の使用を許諾するか否かについては、別途基準を定めており、協会の定める申請書様式に基づく申請を受けて、個別にその諾否を判断しております。

今回の此花区様の「ロゴマークをモチーフとしたパブリックアートの制作」に関しましては許諾させていただきます。

イ 制作されたパブリックアートについて協会が次の各号のいずれかに起因する事由により第三者から損害賠償を求められた場合又はクレーム（製造物責任法に基づくクレームを含みます。）を受けた場合には、それらについて自らの責任において処理し解決し、協会に対して迷惑及び損害を及ぼさないようにしなければなりません。

（ア） ライセンス品の安全性（原材料、成分表示、製造方法、品質管理、表示を含むすべてに係わる安全性をいいます。）

（イ） ライセンス品の品質

（ウ） ライセンス品の提供、使用又は展示

(2) 業務委託契約先について

上記の博覧会協会の回答に基づき、「万博のロゴマーク」をモチーフとしたパブリックアートを制作していくことになるが、本業務の受注に関して、有限会社シマダデザインしか対応できないと考える。その理由としては、以下のとおりである。

ア 万博のロゴマークは、大阪府大阪市浪速区にある有限会社シマダデザインの代表であるシマダタモツ氏が中心となって制作したものであり、審査を経て万博のロゴマークとなったものである。

イ 博覧会協会とシマダタモツ氏が締結した覚書において、「二次的著作物を利用する必要が生じたとき、作成者、作成方法、権利の帰属等を双方の協議の上で決定する」との取り決めがある。その記載に基づき、今回の「万博のロゴマーク」をモチーフとしたパブリックアートにかかる作成者について別途博覧会協会に照会したところ、「万博のロゴマークを制作したシマダタモツ氏が監修することがふさわしい」との回答を得た。著作者であるシマダタモツ氏も同意見である。そのため、本パブリックアート制作において、シマダタモツ氏の参画が不可欠である。

ウ 万博のロゴマーク（原著作物）の著作権は博覧会協会に譲渡されているが、著作権法においては別途、著作者人格権の規定があり、その一つとして、著作権法第20条に同一性保持権（著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。）が規定されている。さらに、著作権法第59条において、著作者人格権の一身専属性（著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。）が規定されている。そのため、二次的著作物と原著作物は別個の著作物であるものの、原著作者の許諾を得ずに制作された場合、同一性保持権の観点から、著作人格権の侵害となる。よって、万博のロゴマークを立体化したパブリックアートを制作するには、原著作者であるシマダタモツ氏の許諾を得なければならないが、シマダタモツ氏によれば、ロゴマークは2次元であることから、伝えきれない情報やディテールが存在しているとのことであり、今回万博のロゴマークを初めて立体化する際には、当初よりシマダタモツ氏が構想していた伝えきれない情報やディテールを正しく表現するため、第3者は許諾を得ることが難しい。

(3) 一括での業務委託について

本来は、分割発注の原則に基づき、「デザイン」「制作」「設置」を分割して発注することが望ましい。ただし、今回はアート業界の通例に従い、一連の業務を一括して業務委託を行う。

アート専門家によれば、アーティストは、これまでに築き上げてきた信頼関係や仕事のしやすさ、自分の意図を忠実に再現できるか等の観点から制作業者を選定しており、当区が制作業者を入札で選んだ場合、アーティストの意図が上手く作品に反映できない可能性があり、度重なる細部調整による料金の上乗せ、工期の遅れ等のリスクも生じうる。

また、分割発注した場合、デザイン料に加え、制作段階での監修料、設置段階での監修料などの経費が掛かっていくことで、経費の高騰が大いに予想されるとともに、今回、万博のロゴマークの立体物は世界で初めて制作されることから、細かい規定や仕様が存在しない状況から制作しなければならず、仮にアーティストが制作した図面をもとに制作業者が作品を制作しても、図面や文書等では伝わりきらない箇所が多く生じうるため、密な監修やチェックが必要になり、アーティストと制作業者及び設置業者との十分な意思疎通と信頼関係が構築されていなければ、作品自体の完成が危ぶまれる。

さらに、アートの設置については、シマダタモツ氏において、その設置場所や設置角度等の設置詳細について、シマダタモツ氏のイメージやコンセプトをもとに設置されるべきであり、例えば設置のみについて、別途仕様書に基づき設置詳細を決めたうえで別業者に委託したのでは、仕様書に沿った設置しかできず、設置過程における微細な設置場所や角度等の修正・調整などが困難となる恐れがある。

また、アートの設置を別業者に委託した場合、アート制作・運搬・設置までの一連の過程の

間で破損等した場合、アートの強度の問題なのか、運搬手法の問題なのか、いつの時点なのか、など責任の所在等が不明確になる。

よって上記の理由に基づき、アーティストにデザイン、制作及び設置を一括して業務委託することで、当該年度内の履行及びアーティストの納得が十分に得られ、かつ質の高い成果物の納品が期待される。

以上の観点から、シマダタモツ氏が代表を務める「有限会社シマダデザイン」との間で、「万博のロゴマーク」をモチーフとしたパブリックアートのデザイン・制作・設置について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

此花区役所 まちづくり推進課（総合企画）（電話番号 06-6466-9502）